

可児市発注の週休2日制モデル工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、可児市（以下「市」という。）が発注する建設工事の週休2日を確保するモデル工事（以下「週休2日制モデル工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 週休2日制モデル工事における用語等は以下のとおり定義する。

- (1)「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2)「完全週休2日」とは、対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を現場閉所日としたと認められる状態をいう。
- (3)「完全週休2日（土日）」とは対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日を現場閉所日としたと認められる状態をいう。
- (4)「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月で現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上を現場閉所している場合に4週8休以上を達成したとみなす。
- (5)「通期の週休2日」とは、対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。
- (6)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。
- (7)「現場閉所率」とは、実施期間における現場閉所日数の割合をいう。
(対象期間における現場閉所日の総日数／対象期間の日数)×100 (%)
小数点以下第2位以下切り捨て1位止めとする。
- (8)「対象期間」とは、工事開始日（契約上の工事の始期日）から工事完成日（完成届に記載のある完成した日）までの期間から非対象期間を除いた期間をいう。
- (9)「非対象期間」とは、準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間（8/14～8/16 頃）、年末年始休暇6日間（12/29～1/3 頃）、工場製作のみ実施する期間、工事事務所等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間をいう。
- (10)「工事着手日」とは、工事施工範囲内で現場事務所の配置または測量等何らかの作業に着手した日とする。

- (11)「工事完成日」とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日とする。
- (12)「準備期間」とは、工事着手日より、設計図書の対象工作物を建設するため土地の形状変更を行うまでの期間とする。
- (13)「後片付け期間」とは、設計図書の対象工作物が完成した日より、工事完成日までの期間とする。

2 週休2日制モデル工事（交替制）における用語は以下のとおり定義する。

- (1)「週休2日（交替制）」とは、対象期間（交替制）において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。
- (2)「休日」とは、技術者及び技能労働者が、当該工事の現場作業を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても含めるものとする。
- (3)「対象期間（交替制）」とは、技術者及び技能労働者の従事期間をいう。従事期間は、元請企業については工事着手日から工事完了日までの期間とし、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。
- (4)「技術者」とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。
- (5)「技能労働者」とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。
- (6)「対象者」とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者及び技能労働者で、対象期間（交替制）内で連続4週間以上従事している者とする。ただし、非常勤（臨時）で従事する者、従事期間が1週間未満となる者及び交替要員を設置した場合の交替要員は除く。
- (7)「休日率」とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日日数の対象期間（交替制）に対する割合をいう。
$$(\text{対象者の休日数} / \text{対象者の対象期間（交替制）の日数}) \times 100 (\%)$$

小数点以下第2位以下切り捨て1位止めとする。
- (8)「平均休日率」とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率の平均値をいう。
$$\text{対象者の休日率の合計} / \text{対象者数} (\%)$$

小数点以下第2位以下切り捨て1位止めとする。
- (9)「月単位の週休2日（交替制）」とは、対象期間（交替制）の全ての月で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。
- (10)「通期の週休2日（交替制）」とは、対象期間（交替制）の平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制モデル工事は、本市が発注する土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携及び建築工事積算基準により積算する全ての工事を対象とし、次のいずれかの方式で発注者指定型により発注することを原則とする。

(1) 週休2日制モデル工事（現場閉所）

ア 現場閉所が可能な工事のうち、時間的制約がない工事（災害復旧工事、営繕工事を含む）

イ 完全週休2日を原則とする。

(2) 週休2日制モデル工事（交替制）

ア 社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所が困難な工事（災害復旧工事を含む、営繕工事は除く）

例）交通規制、出水期、完成時期等の制約がある工事、連続施工が必要な工事等

イ 災害応急対策（競争入札の場合）

(3) 次に掲げる工事は、週休2日制モデル工事の対象としない。

ア 発注時に想定する現場作業日数（準備期間、後片付け期間を除く）が著しく短い工事（1週間程度）

イ 災害その他、避けることのできない事由により現場閉所及び交替制のいずれも困難な工事（災害応急対策（随意契約の場合）等）

ウ その他発注担当部署が現場閉所及び交替制のいずれにもなじまないと判断した工事（一時的な作業が点在する維持修繕業務委託、時間的制約がある営繕工事等）

(入札公告、特記仕様書への記載)

第4条 発注者は、入札公告、特記仕様書において週休2日制モデル工事である旨を以下のとおり記載する。

(1) 週休2日制モデル工事（現場閉所）

ア 入札公告文への記載例（一般競争入札の場合）

一般競争入札に付する事項

.....

() 週休2日制モデル工事 適用する。(現場閉所)

イ 指名通知への記載例（指名競争入札の場合）

その他

.....

() 週休2日制モデル工事 適用する。(現場閉所)

ウ 特記仕様書への記載例

週休 2 日制モデル工事の実施について

本工事は、完全週休 2 日を原則とした週休 2 日制モデル工事（現場閉所）である。
「可児市発注の週休 2 日制モデル工事実施要領」に基づき実施すること。

(2) 週休 2 日制モデル工事（交替制）

ア 入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

一般競争入札に付する事項

・ ・ ・ ・

() 週休 2 日制モデル工事 適用する。(交代制)

イ 指名通知への記載例（指名競争入札の場合）

その他

・ ・ ・ ・

() 週休 2 日制モデル工事 適用する。(交代制)

ウ 特記仕様書への記載例

週休 2 日制モデル工事の実施について

本工事は、週休 2 日制モデル工事（交替制）である。

「可児市発注の週休 2 日制モデル工事実施要領」に基づき実施すること。

(実施方法)

第 5 条 週休 2 日制モデル工事は、以下のとおり実施すること。

(1) 週休 2 日制モデル工事（現場閉所）

ア 受注者は、工事着手前に完全週休 2 日の計画が確認できる「計画工程表」（任意様式）を発注者に提出すること。なお、受注者の責によらず土曜日、日曜日及び祝日に現場作業を余儀なくされる場合は、非対象期間として発注者の承諾を得ること。
また、工期を延長又は一時中止により工期の終期が延長した場合は、「計画工程表（変更）」を発注者に提出すること。

イ 受注者は、対象期間終了時に、「計画工程表」及び「計画工程表（変更）」の対象期間において現場閉所日が確認できる「実施工程表」（任意様式）を発注者に提出すること。なお、発注者は受注者から現場閉所日を確認できる書類（工事日誌等の既存資料を活用）の提示を受け、「実施工程表」を確認すること。

(2) 週休 2 日制モデル工事（交替制）

ア 受注者は、対象者の休日確保状況を整理し、毎月発注者に休日率確認表（参考様式 1）を提出することとし、対象期間終了時には、対象期間（交替制）全体の休日確保状況が確認できる休日率確認表（参考様式 2）を発注者に提出すること。

イ 発注者は受注者から提出された確認表等にて休日確保状況を確認する。なお、受注者の書類作成負担を考慮し、過度な資料の提出、提示を求めないよう留意すること。

(3) 週休2日制モデル工事の変更

ア 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じ、週休2日制モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休2日制モデル工事の対象外にすることができる。

イ 工事着手前に限り、受注者からの協議により、現場閉所は交替制に、交替制は現場閉所に変更することができる。(災害復旧工事及び営繕工事を除く)

ウ 契約後に、発注した方式を変更した場合は、変更後の週休2日制モデル工事の基準に従うとともに、達成状況に応じ、工事費の積算を変更し、請負代金額の契約変更を行う。

(工事費の積算方法)

第6条 週休2日制モデル工事の積算方法等は以下のとおり実施する。ただし、営繕工事については、労務費のみ補正を行う。

(1) 週休2日制モデル工事（現場閉所）

月単位または通期の週休2日（現場閉所）の達成を前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に下記(ア)の補正係数を乗じて工事費の積算を行う。なお、対象期間終了時の月単位または通期の現場閉所率を勘案し、上記基準を満たさないと見込まれる場合は、下記、達成状況に応じた工事費の積算を変更し、請負代金額の契約変更を行う。「計画工程表」又は「計画工程表（変更）」と異なる実績となっても、その内容に応じて補正を行う。また、契約後に週休2日制モデル工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、工事費の積算を変更し、請負代金額の契約変更を行う。

ア 土地改良工事積算基準による場合

(ア) 通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合

＜労務費＞ 1.02 ＜機械経費(賃料)＞ 1.02

＜共通仮設費率＞ 1.02 ＜現場管理費率＞ 1.05

(イ) 通期の週休2日（現場閉所）が未達成の場合

補正しない

イ 治山林道必携による場合

(ア) 通期の週休2日（現場閉所）を達成した場合（現場閉所率 28.5%以上）

＜労務費＞ 1.05 ＜機械経費(賃料)＞ 1.04

＜共通仮設費率＞ 1.04 ＜現場管理費率＞ 1.06

(イ) 通期の現場閉所率が 25.0%以上 28.5%未満（4 週 7 休以上 8 休未満）の場合

＜労務費＞ 1.03 ＜機械経費(賃料)＞ 1.03

＜共通仮設費率＞ 1.03 ＜現場管理費率＞ 1.04

(ロ) 通期の現場閉所率が 21.4%以上 25.0%未満（4 週 6 休以上 7 休未満）の場合

＜労務費＞ 1.01 ＜機械経費(賃料)＞ 1.01

＜共通仮設費率＞ 1.02 ＜現場管理費率＞ 1.03

(エ) 通期の現場閉所率が 21.4%未満（4 週 6 休未満）の場合

補正しない

ウ その他の積算基準による場合

(ア) 月単位の週休 2 日（現場閉所）を達成した場合

＜労務費＞ 1.04 ＜機械経費(賃料)＞ 1.02

＜共通仮設費率＞ 1.03 ＜現場管理費率＞ 1.05

(イ) 通期の週休 2 日（現場閉所）を達成した場合

＜労務費＞ 1.02 ＜機械経費(賃料)＞ 1.02

＜共通仮設費率＞ 1.02 ＜現場管理費率＞ 1.03

(ロ) 通期の週休 2 日（現場閉所）が未達成の場合

補正しない

(2) 週休 2 日制モデル工事（交替制）

月単位及び通期の週休 2 日（交替制）の達成を前提として、労務費、現場管理費率に下記(ア)の補正係数を乗じて工事費の積算を行う。なお、対象期間（交替制）終了時の月単位または通期の平均休日率を勘案し、上記基準を満たさないと見込まれる場合は、下記、達成状況に応じた工事費の積算を変更し、請負代金額の契約変更を行う。また、契約後に週休 2 日制モデル工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、工事費の積算を変更し、請負代金額の契約変更を行う。

ア 土地改良工事積算基準による場合

(ア) 通期の週休 2 日（交替制）を達成した場合

＜労務費＞ 1.02 ＜現場管理費率＞ 1.01

(イ) 通期の週休 2 日（交替制）が未達成の場合

補正しない

イ 治山林道必携による場合

(ア) 通期の週休 2 日（交替制）を達成した場合

＜労務費＞ 1.05 ＜現場管理費率＞ 1.03

(イ) 通期の平均休日率が 25.0%以上 28.5%未満（4 週 7 休以上 8 休未満）の場合

＜労務費＞ 1.03 ＜現場管理費率＞ 1.02

(ロ) 通期の平均休日率が 21.4%以上 25.0%未満（4 週 6 休以上 7 休未満）の場合

＜労務費＞ 1.01 ＜現場管理費率＞ 1.01

(エ) 通期の平均休日率が 21.4%未満（4 週 6 休未満）の場合
補正しない

ウ その他の積算基準による場合

(ア) 月単位の週休 2 日（交替制）を達成した場合

＜労務費＞ 1.04 ＜現場管理費率＞ 1.03

(イ) 通期の週休 2 日（交替制）を達成した場合

＜労務費＞ 1.02 ＜現場管理費率＞ 1.01

(ロ) 通期の週休 2 日（交替制）が未達成の場合

補正しない

(3) 市場単価等

市場単価及び物価資料の掲載価格等の補正については、別に定める。

（その他）

第 7 条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。